

## 議案第15号

### 石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則について【概要】

#### 1. 改正等の理由

教育職員免許法等の一部が改正され、令和4年7月1日付けで免許更新制が廃止されたことに伴い、関係規則を改正及び廃止する必要がある。

#### 2. 改正等の内容

①石川県教育職員免許法令施行細則 . . . 一部改正  
(昭和43年石川県教育委員会規則第9号)

##### <改正内容>

ア 授与出願時の提出書類の一部削除 (第11条~13条, 17条関係)

→ 検定申請における「更新講習修了証明書」の提出を規定から削除。

イ 様式の改正 (第23条関係: 様式第16, 18号)

→ ①特別免許状の「有効期間の満了の日」の項を削除。

②免許状授与証明書の「有効期間の満了の日」の欄を「(旧) 有効期間の満了の日」に改める等。

ウ 提出書類の簡素化に関する規定の追加 (第11条, 13条関係)

→ 本県が授与した免許状が更新されずに失効している場合で、当該免許状を再度授与出願する際、提出書類の一部 (大学等の卒業証明書等) を不要とする。

エ 法の条ずれ等に伴う規則の整理 (第4条関係ほか)

②教育職員免許状の更新等に関する規則 . . . 廃止  
(平成21年石川県教育委員会規則第2号)

※更新手続きの詳細や申請書等の様式を定めた規則

#### 3. 議案

別紙のとおり

#### 4. 施行日

公布の日 (適用日: 令和4年7月1日)

議案第十五号 石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則について

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和四年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則

(石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正)

第一条 石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第十一条第一項中「第五条第一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者」の下に(以下「授与申請者」という。)-を加え、同項第九号を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項第三号イ及びロ、第四号、第八号並びに前項の規定は、委員会が授与した普通免許状(教育職員検定に合格した者に授与したものを除く。)-のうち失効した普通免許状(免許法第十条第一項各号及び第十一条第四項の規定により失効した免許状を除く。)-(以下「失効免許状」という。)-について再度の授与の出願があった場合において委員会が失効免許状の原本又は写しにより過去にその授与申請者に対して失効免許状を授与した事実を確認できるときは適用しない。

第十二条中「第十六条の二」を「第十六条」に改め、同条第七号を削る。

第十三条第一項中「第六条の規定により、教育職員検定(普通免許状に係るものに限る。次条において同じ。)-を受けようとする者」の下に「(以下「検定申請者」という。)-」を加え、同項第十一号を

削り、同条に次の一項を加える。

7 第一項第四号の規定は、委員会が授与したもののうち失効免許状について再度の教育職員検定の出願があつた場合において委員会が失効免許状の原本又は写しにより過去にその検定申請者に対して失効免許状を授与した事実を確認できるときは適用しない。

第十七条第七号を削る。

様式第十六号中  
「授与条件

を  
「授与条件

を

に改める。

有効期間の満了の日 年 月 日

」

様式第十八号中

「修了確認期限  
(有効期間の満了日)

を

「(旧)修了確認期限※  
(旧)有効期間の満了日※  
\*\*\*\*\*

」に、

備考

を

備考

※令和4年法律第40号による改正前のもの

に改める。

(教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止)

第二条 教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年石川県教育委員会規則第二号)を廃止する。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の石川県教育職員免許法令施行細則の規定は、令和四年七月一日から適用し、第二条の規定による廃止前の教育職員免許状の更新等に関する規則は、令和四年七月一日以降は適用しない。

### (経過措置)

2 第一条の規定による改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

### 提案理由

令和四年七月に教育職員免許法等の一部が改正されたことに伴い、免許更新制が廃止されたため、関係規則を改正等する必要がある。

改正後（案）	現行
<p>第四条 免許法第五条第五項及び同法十八条の規定により、免許状の授与を受ける場合の学力の検定は、学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書によつて行う。</p> <p>第十一条 免許法第五条第一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者（以下「授与申請者」という。）は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育職員免許状授与願（様式第一号。以下同じ。）</li> <li>二 履歴書（様式第二号。以下同じ。）</li> <li>三 基礎資格を証明する次の書類のうち該当するもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 短期大学士、学士又は修士の学位を有することの証明書</li> <li>ロ 大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業（修了）したことの証明書</li> </ul> </li> <li>ハ 普通免許状の写し</li> <li>ニ 保健師免許証又は看護師免許証の写し</li> <li>ホ 管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書及び栄養士免許証の写し又は栄養士免許証の写し</li> <li>四 学力に関する証明書</li> <li>五 国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し（外国人に限る。以下同じ。）</li> <li>六 誓約書（様式第三号。以下同じ。）</li> <li>七 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類</li> </ul>	<p>第四条 免許法第五条第六項及び同法十八条の規定により、免許状の授与を受ける場合の学力の検定は、学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書によつて行う。</p> <p>第十一条 免許法第五条第一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者（以下「授与申請者」という。）は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育職員免許状授与願（様式第一号。以下同じ。）</li> <li>二 履歴書（様式第二号。以下同じ。）</li> <li>三 基礎資格を証明する次の書類のうち該当するもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 短期大学士、学士又は修士の学位を有することの証明書</li> <li>ロ 大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業（修了）したことの証明書</li> </ul> </li> <li>ハ 普通免許状の写し</li> <li>ニ 保健師免許証又は看護師免許証の写し</li> <li>ホ 管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書及び栄養士免許証の写し又は栄養士免許証の写し</li> <li>四 学力に関する証明書</li> <li>五 国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し（外国人に限る。以下同じ。）</li> <li>六 誓約書（様式第三号。以下同じ。）</li> <li>七 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類</li> </ul>

改正後（案）

八 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者にあつては、特例法施行規則第三条第一項若しくは第二項に規定する者に該当することの証明書又は特例法施行規則第四条第一項の証明書

（削除）

2 免許法施行規則第二条第一項の表備考第九号（同号により同様とされる同規則第三条第一項の表の場合を含む。）、第四条第一項の表備考第八号（同号により同様とされる同規則第五条第一項の表の場合を含む。）又は第七条第一項の表備考第四号に該当する者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書（様式第四号）を提出しなければならない。

3 第一項第三号イ及びロ、第四号、第八号並びに前項の規定は、委員会が授与した普通免許状（教育職員検定に合格した者に授与したものを除く。）のうち失効した普通免許状（免許法第十条第一項各号及び第十一条第四項の規定により失効した免許状を除く。）（以下「失効免許状」という。）について再度の授与の願があつた場合において委員会が失効免許状の原本又は写しにより過去にその授与申請者に対して失効免許状を授与した事実を確認できるときは適用しない。

第十二条 免許法第十六条第一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与願
- 二 履歴書
- 三 合格証明書
- 四 国籍等の記載のある住民票の写し
- 五 誓約書
- 六 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

（削除）

現行

八 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者にあつては、特例法施行規則第三条第一項若しくは第二項に規定する者に該当することの証明書又は特例法施行規則第四条第一項の証明書

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 免許法施行規則第二条第一項の表備考第九号（同号により同様とされる同規則第三条第一項の表の場合を含む。）、第四条第一項の表備考第八号（同号により同様とされる同規則第五条第一項の表の場合を含む。）又は第七条第一項の表備考第四号に該当する者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書（様式第四号）を提出しなければならない。

（新設）

第十二条 免許法第十六条の二第一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与願
- 二 履歴書
- 三 合格証明書
- 四 国籍等の記載のある住民票の写し
- 五 誓約書
- 六 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類
- 七 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

改正後（案）

第十三条 免許法第六条の規定により、教育職員検定（普通免許状に係るものに限る。次条において同じ。）を受けようとする者（以下、「検定申請者」という。）は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員検定願（様式第五号。以下同じ。）
- 二 履歴書
- 三 人物に関する証明書（様式第六号。以下同じ。）
- 四 実務に関する証明書（様式第四号、様式第七号又は様式第七号の三）
- 五 身体に関する証明書（様式第七号の二。以下同じ。）
- 六 学力に関する証明書
- 七 国籍等の記載のある住民票の写し
- 八 誓約書
- 九 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類
- 十 基礎免許状の写し

2 免許法別表第四の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第三号から第五号まで及び第七号に掲げる書類の提出を要しない。

3 免許法別表第五の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第六号に掲げる書類にかえて、学校の修了証明書又は学士若しくは短期大学の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出しなければならない。

4 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したことの証明書を提出しなければならない。

現行

第十三条 免許法第六条の規定により、教育職員検定（普通免許状に係るものに限る。次条において同じ。）を受けようとする者

は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員検定願（様式第五号。以下同じ。）
- 二 履歴書
- 三 人物に関する証明書（様式第六号。以下同じ。）
- 四 実務に関する証明書（様式第四号、様式第七号又は様式第七号の三）
- 五 身体に関する証明書（様式第七号の二。以下同じ。）
- 六 学力に関する証明書
- 七 国籍等の記載のある住民票の写し
- 八 誓約書
- 九 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類
- 十 基礎免許状の写し
- 十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 免許法別表第四の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第三号から第五号まで及び第七号に掲げる書類の提出を要しない。

3 免許法別表第五の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第六号に掲げる書類にかえて、学校の修了証明書又は学士若しくは短期大学の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出しなければならない。

4 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したことの証明書を提出しなければならない。

改正後（案）

5 第一項各号に掲げる書類のほか、免許法別表第六の二の表備考の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証の写し、免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書及び栄養士免許証の写し又は栄養士免許証の写しを提出しなければならない。

6 免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、学士の学位を有することの証明書（幼稚園教諭一種免許状の授与を受けようとする者に限る。）及び保育士証の写しを提出しなければならない。

7 第一項第四号の規定は、委員会が授与したもののうち失効免許状について再度の教育職員検定の出願があつた場合において委員会が失効免許状の原本又は写しにより過去にその検定申請者に対して失効免許状を授与した事実を確認できるときは適用しない。

第十七条 免許法第十七条第一項の規定により、自立教科等の免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 自立教科等教育職員免許状授与願（様式第十号）
- 二 履歴書
- 三 免許法施行規則第六十四条第一項の表に掲げる基礎資格の証明書
- 四 学業成績証明書
- 五 国籍等の記載のある住民票の写し
- 六 誓約書

（削除）

現行

5 第一項各号に掲げる書類のほか、免許法別表第六の二の表備考の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証の写し、免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書及び栄養士免許証の写し又は栄養士免許証の写しを提出しなければならない。

6 免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、学士の学位を有することの証明書（幼稚園教諭一種免許状の授与を受けようとする者に限る。）及び保育士証の写しを提出しなければならない。

（新設）

第十七条 免許法第十七条第一項の規定により、自立教科等の免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 自立教科等教育職員免許状授与願（様式第十号）
- 二 履歴書
- 三 免許法施行規則第六十四条第一項の表に掲げる基礎資格の証明書
- 四 学業成績証明書
- 五 国籍等の記載のある住民票の写し
- 六 誓約書
- 七 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書





様式第18号(第23条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地

氏名

生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域 及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
(旧)修了確認期限※		
(旧)有効期間の満了の日※		
*****		
備考	※令和4年法律第40号による改正前のもの	

年 月 日

石川県教育委員会

改正後(案)

様式第18号(第23条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地

氏名

生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域 及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
修了確認期限 (有効期間の満了日)		
備考		

年 月 日

石川県教育委員会

現行

## 教育職員免許状の更新等に関する規則 (平成二十一年二月二十日 教育委員会規則第二号)

(趣旨)

第一条 石川県教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)第一条に規定する普通免許状又は特別免許状(以下「免許状」という。)の更新については、法令に別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(更新講習を受講することができる教育の職)

第二条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。)第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、石川県又は石川県内の市町(以下「县市町」という。)が設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校であって、大学及び高等専門学校を除いたものをいう。以下同じ。)の教育職員(免許法第二条第一項に定める教育職員をいう。以下同じ。)として任命されたことのある者(以下「公立学校教員経験者」という。)で委員会又は石川県内の市町教育委員会(以下「县市町教育委員会」という。)に勤務し、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- 一 管理主事、指導主事又は社会教育主事及びこれらを管理監督する職その他の学校教育、社会教育、人事管理又は研修に関する事務に従事する者で、免許法第九条の三に規定する免許状更新講習(以下「更新講習」という。)を受講できることとすることが適当であるものとして別に定める者
- 二 前号に準ずる者で、更新講習を受講できることとすることが適当であるものとして別に定める者

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 公立学校教員経験者のうち、县市町教育委員会の要請に応じ、国又は县市町の職員(以下「国等の職員」という。)として在職している者であって、更新講習を受講できることとすることが適当であるものとして別に定める者
- 二 教育職員として任命又は雇用されたことのある者(以下「教育職員経験者」という。)のうち、更新講習規則第九条第一項第三号に掲げる法人(石川県内に設置されたものに限る。)の役員若しくは職員(以下「法人の役職員」という。)として在職している者であって、更新講習を受講できることとすることが適当であるものとして別に定める者

(更新講習の受講免除対象者)

第三条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。)第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、前条第一項第一号に規定する者とする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 免許法施行規則第六十一条の四第一号又は前条第一項第一号に定める者であったことのある者のうち、县市町教育委員会の要請に応じ、国等の職員として在職している者であって、更新講習を受講する必要がないものとして別に定める者
- 二 教育職員経験者のうち、法人の役職員として在職している者であって、前項に準ずる者として別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次の各号に

掲げるものとする。

- 一 文部科学大臣優秀教職員表彰
- 二 委員会が実施する表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が特に顕著である者に対するものであって、客観的かつ明確な基準に基づき、結果及び理由の公開を前提として行われるもので別に定めるもの
- 三 前号に準ずる表彰として別に定めるもの

(免許状の有効期間の更新)

第四条 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 有効期間更新申請書(様式第一号)
- 二 更新講習を修了したことを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

2 免許法第九条の二第一項の規定により、更新講習の受講をしないで免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 有効期間更新申請書(様式第二号)
- 二 更新講習を受講する必要があることを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

(免許状の有効期間の延長)

第五条 免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 有効期間延長申請書(様式第三号)
- 二 免許状の有効期間の満了日までに更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

(願書及び手数料)

第六条 一又は複数の種類の免許状について、前二条に規定する申請をしようとするときは、一の願書をもって願出れば足りる。

2 前項の願出をする者は、石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)別表十六の項に定める手数料を石川県証紙をもって納入しなければならない。

(委任)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、石川県教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(修了確認義務を課す教育の職)

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。)附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、第二条第一項各号に規定する者とする。

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 公立学校教員経験者のうち、县市町教育委員会の要請に応じ、县市町の職員として在職している者であって、更新講習を受講することが必要なものとして別に定める者

二 教育職員経験者のうち、法人の役職員として在職している者であって、更新講習を受講することが必要なものとして別に定める者

(更新講習の受講免除対象者)

第三条 改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、第二条第一項第一号に規定する者とする。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、第三条第二項各号に規定する者とする。

3 改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰は、第三条第三項各号に規定する表彰とする。

(更新講習修了確認)

第四条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。)附則第二条第二項の規定により、更新講習修了確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 更新講習修了確認申請書(様式第四号)
- 二 更新講習を修了したことを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

2 改正法附則第二条第三項第三号の規定により、更新講習の課程を修了した後二年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書(様式第五号)
- 二 更新講習を修了したことを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

(修了確認期限の延期)

第五条 改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 修了確認期限延期申請書(様式第六号)
- 二 修了確認期限までに更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

(更新講習の受講免除対象者の認定)

第六条 改正法附則第二条第五項の規定により、更新講習の受講免除の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 更新講習受講免除申請書(様式第七号)
- 二 更新講習を受講する必要があることを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

(願書及び手数料)

第七条 第六条の規定は、前三条の申請を行う場合に準用する。

附 則(平成二十六年七月十八日教育委員会規則第六号) (略)

附 則(平成二十八年三月二十五日教育委員会規則第十二号) (略)

附 則(令和三年三月三十一日教育委員会規則第二号抄) (略)